

令和5年度 東京都地域医療構想調整会議
在宅療養ワーキンググループ（区南部）
会 議 次 第

日時：令和6年2月6日（火曜日）

午後7時30分から午後8時30分まで

会場：We b会議形式にて開催

1 開 会

2 議 事

「区市町村ごとの在宅療養に関する地域の状況」についての意見交換

3 閉 会

【配布資料】

資料1 東京都地域医療構想調整会議設置要綱

資料2 意見交換の進め方

資料3 事前調査回答結果（圏域別）

参考資料1 東京都外来医療計画（令和2年3月）抜粋

参考資料2 医療提供状況の地域差

参考資料3 在宅療養に関するデータ一覧

東京都地域医療構想調整会議設置要綱

平成28年10月18日付28福保医政第1104号

(目的)

第1 医療法第30条の14に基づき東京都地域医療構想（平成28年8月1日付東京都告示第1349号）（以下「地域医療構想」という。）の実現に向けた取組について協議するため、「東京都地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）」を構想区域ごとに設置する。

(所掌事項)

第2 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の医療の状況について
- (2) 地域の医療機能の確保について
- (3) その他地域医療構想の実現に向けた取組等について

(構成)

第3 調整会議は、当該構想区域内の医療機関、医療関係団体、医療保険者及び区市町村等によって構成する。

(座長)

第4 調整会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、第3に定める者の中から互選により定め、副座長は医療関係者及び区市町村等の行政機関より座長が指名する。
- 3 座長は、調整会議の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5 調整会議に出席した医療機関は、第3で定める者以外であっても、座長の許可の下意見を言うことができる。

- 2 座長は、必要と認める場合には、第3で定める者以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(運用)

第6 調整会議は、座長が必要と認めた場合、複数の構想区域の合同開催や議事に応じた開催など柔軟に運用できるものとする。

(調整会議の公開等)

第7 調整会議並びに会議録及び会議に係る資料は、公開する。ただし、患者情報等の個人情報や医療機関の経営に関する情報、その他これに準ずる情報を扱う場合を除く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、決定の日から施行する。

令和5年度在宅療養ワーキンググループ 意見交換の流れ

【事前調査内容】

都では、令和2年3月に東京都外来医療計画を策定しており、この策定に際して令和元年度実施の本ワーキンググループの中で、「区市町村ごとの在宅療養に関する地域の状況」をテーマとして意見交換を行っていただいております。この度、当該計画を改定するに際して、改めて同様の内容で、現状の地域の状況について御議論いただく予定です。

つきましては、以下の各参考資料をご覧ください、調査に回答ください。

参考資料1：東京都外来医療計画（令和2年3月）掲載の令和元年度ワーキンググループにおける意見

参考資料2：医療提供状況の地域差

参考資料3：在宅療養に関するデータ一覧

1 外来医療計画策定時（令和元年度）と比べて、地域における在宅療養を取り巻く状況で変化した点はありますか

2 変化した点を踏まえて、在宅療養に関する地域の状況において、どのような課題があると感じますか

【意見交換内容】「区市町村ごとの在宅療養に関する地域の状況について」

1 事前調査の回答を踏まえて、区市町村ごとの在宅療養に関する地域の状況についての課題共有と、その解決に向けた地域や団体等としての取組などがあれば、各参加者から御発言（30分）

2 各参加者からの御発言を踏まえて、意見の深掘りや参加者間の質問等の意見交換（15分）

⇒ 1での発言や事前調査結果からフリーに意見交換

3 まとめ（5分）

最後に、討議の中で挙げられた御意見について、印象に残ったものなどを座長及び東京都医師会理事から講評いたします。

終了後の共有について

討議終了後は、事務局にて意見交換内容をまとめ、当日のワーキンググループ参加者及び各関係団体等宛て、情報共有いたします。